

「支援型」調査 説明用資料

平成27年10月から院内調査が主体となる「医療事故調査制度」が施行されることとなり、その移行段階にある現在、「院内調査」の支援をすることを主とした『支援型』を、平成27年9月までの間、10例程度、実施させていただくことと致します。

● 『支援型』の特徴は、以下の通りです。

① 解剖のご相談に応じます。 <医療機関が希望する場合>

なお、解剖結果により死因が判明した際、解剖立会医および医療機関が原因分析の必要性がないと判断し、遺族もこれに同意した場合は、病理解剖のみの実施で調査は終了となります。

② 外部委員の参加について、ご相談に応じます。 <医療機関が希望する場合>

③ 一連の院内調査における具体的な方法について、機構地域事務局の職員がご相談に応じます。

④ 院内調査結果報告書（案）について、機構常設の「中央審査委員会」が中立・公正な立場で確認し、医学的妥当性等の観点からの見解をお伝え致します。

● 依頼医療機関の経費負担について

① 基本的に調査に係る費用（解剖の実施や外部委員への謝金）の実費をご負担いただきます。

② 機構への調査申請費用として、10万円（中央審査実費の一部）をご負担いただきます。